

申込期間 令和 8年 2月12日（木）から
令和 8年 2月25日（水）まで

町営住宅入居者及び入居補欠者 募集案内

対象住宅

尾尻住宅 3LDK（一般世帯）

屋代住宅 3LDK（一般世帯）

- ※ 抽選となった場合は役場で行います。
- ※ 抽選会への出欠は当選・落選には関係ありません。
- ※ 町営住宅の他のタイプの入居補欠者となっている方は、今回申し込みをした時点で入居補欠者を辞退したこととなります。
- ※ 申込書を記入する前に、必ずよく読んでください。

長泉町 建設計画課 管理指導チーム

〒411-8668 長泉町中土狩828番地

電話：055-989-5521

1 募集する住宅

○ 尾尻住宅 3LDK

- | | |
|-----------|--|
| (1) 場 所 | 長泉町下長塙41-1 |
| (2) 募集戸数 | 1戸(1階) |
| (3) 入居補欠者 | 募集戸数を応募数が超えた場合には公開抽選により入居者を決定し、次点者以下上位から入居補欠者として、空き室が発生した際、順位に従い入居していただくこととなります。
ただし、有効期間は入居者及び入居補欠者決定後約1年間となります。 |
| (4) 家 費 | 参考額：22,600円～44,300円
※参考額は入居基準に基づく入居当初の家賃です。
※家賃は応対益型家賃となり入居者の収入や住宅から得る便益等により個別に異なります。 |
| (5) 概 要 | 尾尻住宅 3LDK 69.45m ² (バルコニー除く)
洋室①、洋室②、和室、LDK(居間兼食事室兼台所)、トイレ、洗面所、浴室(ユニットバス)、バルコニー |
| (6) そ の 他 | <ul style="list-style-type: none">・3LDKは世帯向けのため、単身者の入居はできません。・入居者が部屋を選ぶことはできません。・駐車場は1世帯あたり1台分のみです。 <p>使用料(月額)は、</p> <ul style="list-style-type: none">①屋根付き4,000円②屋根なし3,000円です。 <ul style="list-style-type: none">・駐車場を選ぶことはできません。・平成7年供用開始 |

○ 屋代住宅 3LDK

- (1) 場 所 長泉町上長窪81-1
- (2) 募集戸数 3戸(2・3・4階)
- (3) 入居補欠者 募集戸数を応募数が超えた場合には公開抽選により入居者を決定し、次点者以下上位から入居補欠者として、空き室が発生した際、順位に従い入居していただくこととなります。
ただし、有効期間は入居者及び入居補欠者決定後約1年間となります。
- (4) 家 賃 参考額：23,300円～47,000円
※参考額は入居基準に基づく入居当初の家賃です。
※家賃は応対益型家賃となり入居者の収入や住宅から得る便益等により個別に異なります。
- (5) 概 要 屋代住宅 3LDK 73.41m² (バルコニー除く)
洋室①、洋室②、和室、LDK (居間兼食事室兼台所)、トイレ、洗面所、浴室 (ユニットバス)、バルコニー
- (6) そ の 他
- ・3LDKは世帯向けのため、単身者の入居はできません。
 - ・入居者が部屋を選ぶことはできません。
 - ・駐車場は1世帯あたり1台分のみです。
使用料(月額)は3,000円です。
 - ・駐車場を選ぶことはできません。
 - ・平成7年供用開始

2 入居時期

- (1) 入居者 令和8年3月下旬以降
- (2) 入居補欠者 空き室が発生した都度、入居補欠者の入居順位に従い入居。

3 申込受付期間

令和 8年 2月12日（木）から 令和 8年 2月25日（水）まで
午前8時30分から午後5時15分まで **※土曜・日曜・祝日の受付は行いません。**

4 申込方法

- (1) 持参の場合 所定の「町営住宅借受申込書」に必要事項を記入の上、長泉町役場建設設計画課（庁舎西館3階）に申込書を提出してください。
- (2) 郵送の場合 所定の「町営住宅借受申込書」に必要事項を記入の上、長泉町役場建設設計画課に申込書を郵送してください。
※申し込み受付期間内の消印のあるものが有効です。
- (3) メールの場合 所定の「町営住宅借受申込書」に必要事項を入力の上、長泉町役場建設設計画課宛のメールに申込書を添付して送信してください。
- (4) 申込先 建設設計画課 管理指導チーム
〒411-8668 長泉町中土狩828番地
電話：055-989-5521 担当：新谷、杉山
メール：kensetsu@town.nagaizumi.lg.jp

5 申込資格

以下、(1)～(6)のすべての条件を満たす方が対象となります。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
※静岡県パートナーシップ宣誓制度による宣誓カップルも対象です。
- (2) 申込者が長泉町内に住所又は勤務場所を有する方。
- (3) 申込者及び同居親族の過去1年間の収入から算出した金額が、次の基準額を満たす方。

〔基準額〕

- ア) 一般世帯 … 月額 158,000円以下
イ) 裁量世帯 … 月額 214,000円以下
裁量世帯とは…高齢者世帯、障害者世帯、
同居者に小学校入学前の子どもがいる世帯 など

※基準額については、6ページの“収入基準額の計算方法（例）”を参照ください。

- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな方。
- (5) 市町村税を滞納していない方（国民健康保険税、軽自動車税、住民税等）。
- (6) 申込者及び同居しようとする親族が、暴力団員でないこと。

6 申込書の記入方法

- (1) 所定の記入欄に必要事項をすべて記入してください。
- (2) 自宅及び勤務場所の電話番号は、必ず記入してください。
また、現住所がアパート等の場合には、その建物の名称や部屋番号を必ず記入してください。
- (3) 申込書の理由欄は該当するものを○印で囲み、その詳細な理由を簡潔明瞭に記入してください。

7 入居者の決定方法

- (1) 申込者の数が募集戸数を上回る場合は、公正を期すため抽選会を開催し、入居者を決定しますが、**抽選会への出欠は当落に関係ありません。**
また、併せて抽選結果の上位者から入居補欠順位を決定します。
なお、抽選結果は申込者全員へ郵送で通知いたします。
- (2) 抽選の結果はあくまで仮当選とし、その後の実情調査により、入居資格に該当しない場合や、提出書類に虚偽等が認められた場合には入居を取り消します。
(その際の再抽選は行わず、入居補欠順位に従い繰上げで入居者を決定します。)

◎公開抽選となる場合 { 日 時：令和8年3月12日（木）10時00分～
場 所：長泉町役場 西館 4階 大会議室

8 仮当選者決定後

- (1) 所定の「町営住宅入居申込書」に必要事項を記入の上、必要な添付書類（9ページに記載）を添えて提出していただきます。
- (2) 結婚予定者が退職を条件に申し込み入居決定した場合は、退職証明書を鍵の引渡し日までに提出していただきます。
また、結婚後に同居している旨の証明書等（住民票）を提出していただきます。

8-A 連帯保証人

入居決定者は、町営住宅への入居に際し連帯保証人を選任していただきます。
連帯保証人は、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、入居者が家賃等の滞納や、法令等に違反した場合、入居者に代わって一切の債務責任を負っていた だきますので、この点を連帯保証人になられる方に十分説明してください。
連帯保証人は、原則として町内に在住で持ち家の方としてください。

8-B 敷金と請書（賃貸借契約書）

- (1) 入居決定の場合は、家賃3か月分に相当する額を「敷金」として、入居決定後10日以内に納入していただきます。

- (2) 入居決定者は、連帯保証人の自署した請書3部に各々の印鑑証明書を添えて入居決定後10日以内に提出していただきます。
請書…賃貸借契約となるものです。
- (3) 敷金の入金、請書の提出が入居決定後10日以内にできない場合は、入居の決定を取り消すことになります。

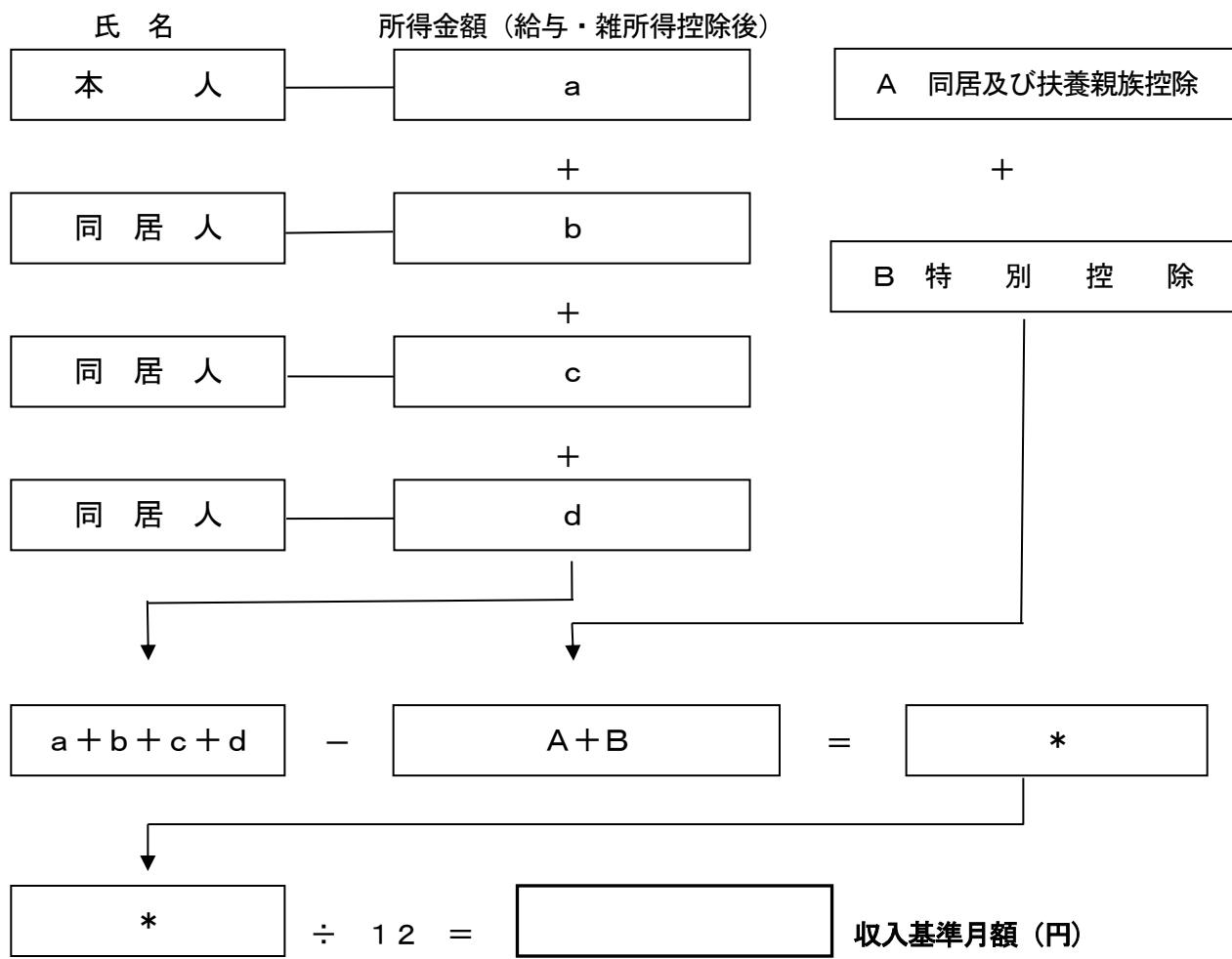
9 そ の 他

- (1) 申込書、その他の提出書類はお返ししません。
- (2) 町営住宅には、入居者用の駐車場は1世帯あたり1台分しかありません。2台以上は駐車できませんので、ご注意ください。

収入基準額の計算方法

この表の空欄に、所得等の金額を入れて算出した収入基準額が、一般世帯の場合は 158,000円以下、裁量世帯の場合は 214,000円以下ならば入居資格があります。申込みをされる前に必ず御確認ください。

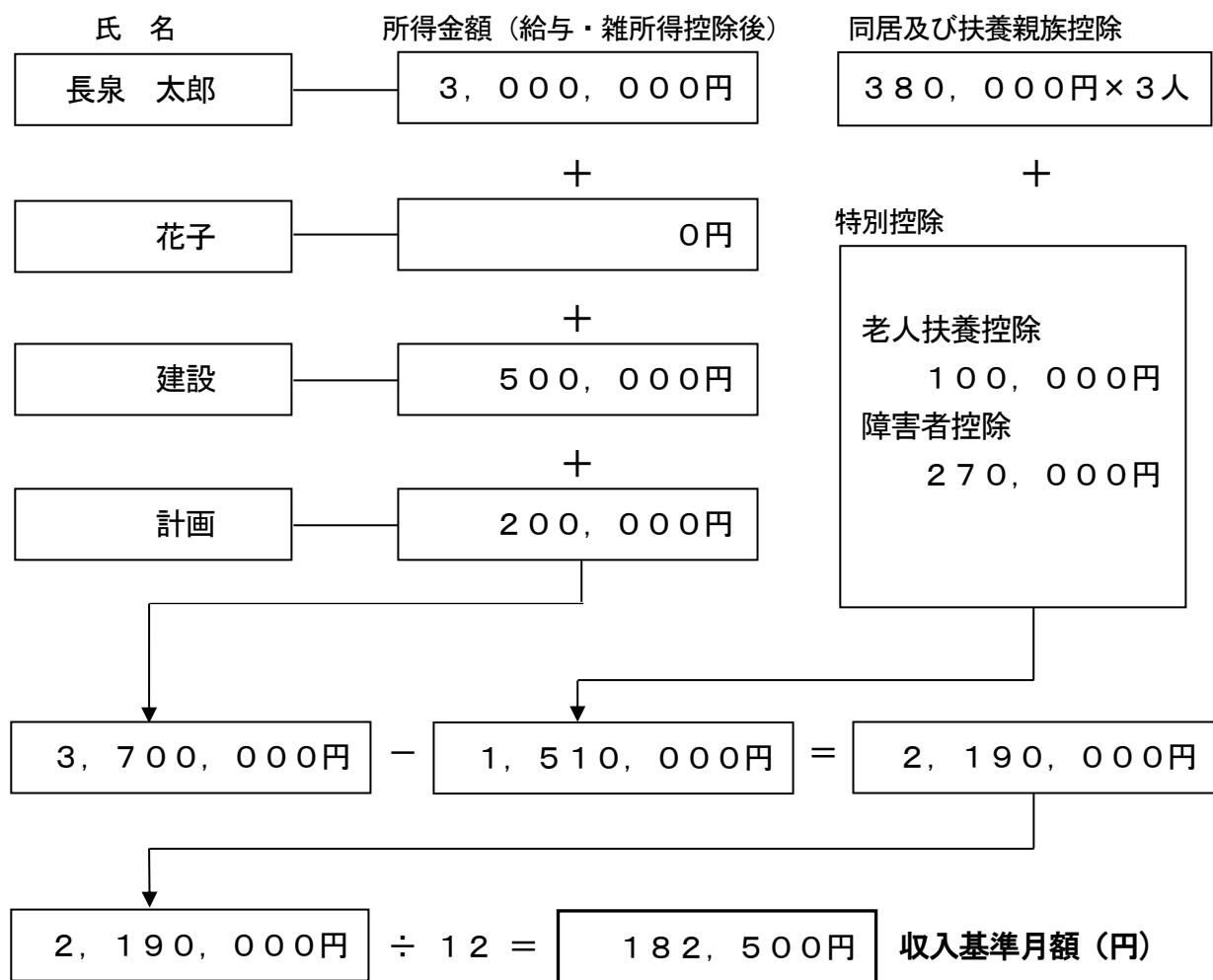
当選しても、この収入基準額を超えていた場合、入居者の資格を満たさず、失格となります。



収入基準額の計算方法（例）

家族構成

本人	長泉 太郎	50歳	所得	3,100,000円
妻	長泉 花子	50歳 障害者（3級）	所得	36,000円
子	長泉 建設	25歳	所得	600,000円
本人の父	長泉 計画	75歳 年金受給者	所得	300,000円



一般世帯は収入基準額が158,000円以下でなければならないが、この家庭では花子が障害者であるため裁量世帯となる。

よって収入基準額が214,000円以下であれば入居資格が認められるため、この世帯は入居申込みをすることができる。

控除の説明

控除の種類	控除対象者	控除額
給与所得・雑所得の控除	入居者又は同居者のうち給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者	最大 10 万円／人
同居及び扶養親族控除	次のいずれかに該当する方 ・同居する親族（本人を除く） ・同居しないが所得税法上の扶養親族	38 万円 × 人数
老人控除対象配偶者控除	控除対象配偶者で、70歳以上の方	10 万円 × 人数
老人扶養控除	扶養親族で、70歳以上の方	
特定扶養控除	配偶者を除く扶養親族で、16歳以上23歳未満の方	25 万円 × 人数
障害者控除	次のいずれかに該当する方 (1)身体障害者手帳の交付を受けている方 (2)戦傷病者手帳の交付を受けている方 (3)知的障害者更生相談所等により知的障害と判定された方 (4)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方など	27 万円 × 人数
特別控除	特別障害者控除	40 万円 × 人数
寡婦控除 (女性のみ)	* 結婚歴があり、夫と死別又は離婚している方 * 夫と離婚し、現に婚姻関係に当たらないこと (事実婚NG) * 合計所得金額が500万円以下であること	27 万円 × 人数
ひとり親控除 (男女問わない)	* 現に婚姻関係に当たらないこと (事実婚NG) * 総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいること * 合計所得金額が500万円以下であること	35 万円 × 人数

※記入例は前頁参照

仮当選後の入居申込書に添付する必要書類

- 下記の書類は、今回の申し込みの時点では用意していただく必要はございません。
仮当選となった方にご用意いただくものです。

- 1 住 民 票 * 申込み者及び同居しようとする「親族（家族）全員」のもの。
[住民窓口課] (別居の扶養親族も含みます。)

* 住民票の交付を申請するときは、「本籍地記載・世帯主および世帯主との続柄を記載したもの」と申し出てください。
※証明書交付にかかる手数料は申込者の負担となりますことをご了承ください。
- 2 完 納 証 明 書 * 市町税（国民健康保険税、軽自動車税、住民税等）の証明書。
[税 务 課] (所定の用紙があります。18歳以上の方はすべて提出)
※証明書交付にかかる手数料は申込者の負担となりますことをご了承ください。
- 3 所得を証明する書類
①源 泉 徴 収 票 * 令和6年分のもの（給与所得者の方。勤務先で発行されます。）
②確定申告書の写し * 令和6年分のもの
③課 税 証 明 書 * 令和7年度分（住民窓口課で発行します）
※所得を証明する書類は、上記①～③のうちどれか一つで構いません。
- 4 収 入 証 明 書 * 令和7年1月1日以降に勤務先を変更又は新しく就職された方は、申込書内の「収入証明書欄」に、現勤務先の支払証明（給与明細等でも可）が必要になります。
- 5 退 職 証 明 書 * 令和7年1月1日以降に勤務先を退職して、新たに就職していない方は、退職証明書あるいは離職票等（元勤務先で発行）が必要です。
* 令和8年3月末までに退職した（退職する）場合はご相談ください。
- 6 健康保険証の写し * 申込者および同居しようとする親族全員がわかるもの。
- 7 その他（該当する方のみ）
* 年金受給者証、在勤証明書（町外にお住まいの方）、生活保護受給証明、障害者手帳の写し等。